

関係法人 代表者 各位

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課長

障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所等に係る新規指定申請等の受付方法の変更について（通知）

日頃から、本市障害福祉施策に御尽力いただき、ありがとうございます。

本市における障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所等の指定申請等にあたり、その事前審査について、令和 9 年 1 月新規指定・変更分から次のとおり変更いたしますので、御対応をお願いいたします。

## 1 変更点（新規申請等①）

これまで、新規申請等（新規申請・サービス追加・定員変更・移転・レイアウト変更）に係る事前審査については、紙媒体により書類を提出いただいておりますが、令和 9 年 1 月新規指定・変更分から、Web フォームによる提出に変更します。また、あわせて事前審査調査票の様式を更新しましたので、新しい様式で御提出ください。

指定申請等を行う場合は、**次の期日までに川崎市による事前審査が完了している必要があります。**

### 変更前（申請・届出前の事前審査）

- ・事前審査 ⇒ 紙媒体（郵送・持参）での提出  
（審査完了期限：指定・変更希望月の 2 か月前の 1 日（土日祝日の場合はその前営業日）まで）

### 変更後（申請・届出前の事前審査）

- ・事前審査 ⇒ **Web フォームでの提出**  
**（書類提出期限：指定・変更希望月の 3 か月前の 1 5 日まで）**  
（審査完了期限：指定・変更希望月の 2 か月前の 1 日（土日祝日の場合はその前営業日）まで）  
（例）1 月 1 日付けで新規指定を希望する場合は、1 0 月 1 5 日までに事前審査書類を提出し、1 1 月 1 日（土日祝日の場合はその前営業日）までに川崎市による事前審査が完了している必要があります。

Web フォーム URL：<https://logoform.jp/form/FUQz/1721347>

※Web フォームの内容を本市で確認した結果、必要に応じて、書類の再提出を依頼する場合又は面談を実施する場合があります。

## 2 変更点（新規申請等②）

就労継続支援B型の新規申請については、就労継続支援A型と同様に、事前審査の前に事業計画書等の確認を行います。手続の詳細については、当課まで御連絡ください。なお、事前審査の開始まで一定の期間を要するため、余裕をもって御相談ください。

## 3 変更点（廃止・休止・再開）

これまで、廃止・休止・再開に係る手続について、届出前に面談により確認を行っていましたが、今後は届出前に Web フォームによる事前確認を行うこととします。（事前確認の結果、これまでと同様に面談を実施する場合があります。）廃止・休止・再開を予定している場合は、各種届出前に、次の Web フォームから手続を行ってください。

Web フォーム URL : <https://logoform.jp/form/FUQz/1727651>

※Web フォームの内容を本市で確認した結果、必要に応じて、書類の再提出を依頼する場合又は面談を実施する場合があります。

## 4 その他

・既に事前審査が完了している事業所についても、状況により、再度 Web フォームによる手続をお願いする場合があります。また、紙媒体で提出された場合であっても、改めて Web フォームによる手続をお願いする場合がありますので、御了承ください。

・新規申請の手続の詳細な流れについては、別紙「指定申請の流れ」を、変更の手続の詳細については、別紙「現在の事業に変更が発生した場合の手続と届出の方法」を御確認ください。

【問合せ先】 川崎市健康福祉局障害保健福祉部  
障害者施設指導課 事業者指定担当  
電 話 044 (200) 2927  
F A X 044 (200) 3932